

国保の加入・脱退等の届出を忘れずに！

退職者医療制度とは？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けられる人が、退職して国保（国民健康保険）に加入した場合は、その人とその家族（被扶養者）は「退職者医療制度」の対象となります。

退職被保険者（本人）

- ①国保に加入している（またはこれから加入する）。
- ②老人保健の適用を受けていない。
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある。

被扶養者となる人

被扶養者とは、退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または配偶者の父母と子。
- 国保の加入者で、老人保健の適用を受けていない。
- 年間の収入が130万円未満（60歳以上、または障害者の場合は年収180万円未満）。



節目の届け出も忘れずに！

親元を離れる学生に学保険証を交付

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今ままでおり親元の国保に加入することができず。

この場合、申請により^④保険証が交付されます。

- 手続きに必要なもの
- (ア) 国保の保険証
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 印鑑

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

有効期限は3月末日です

昨年9月に交付した^③保険証の有効期限は3月末日までとなっています。4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。

■手続きに必要なもの

- (ア) ^④ 保険証
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 印鑑

卒業する場合には

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元の国保資格を喪失します。また、会社等に就職し、社会保険や各種共済組合に加入した方も国保の資格を喪失しますので届け出が必要です。

- 手続きに必要なもの
- (ア) 国保の保険証
- (イ) 新たに加入した健康保険証
- (ウ) 印鑑

出稼ぎや長期旅行をするときに^⑤遠隔地被保険者証

出稼ぎや長期旅行などで別々に生活するため、一枚の保険証では保険給付を受けることが困難な場合、申請により一枚の保険証（^⑤遠隔地被保険者証）の交付が受けられます。

■手続きに必要なもの

- (ア) 国保の保険証
- (イ) 印鑑

老人保健からのお知らせとお願い

医療費を有効に使いましょう

高齢者の医療費は増加傾向にあります。日ごろから健康維持につとめ、医療費の節約を心がけましょう。

- かかりつけ医を持ちましょう
- お医者さんのかけもちはやめましょう
- 定期的に健康診断を受けましょう
- お医者さんを信頼し、指示を守りましょう

高齢者の医療が変わります

医療制度改革の一環として、75歳以上の高齢者など（65歳以上の寝たきりの方などを含む）を対象とする新たな医療制度が平成20年4月からスタートします。

こんなときは必ず14日以内に届出を！

	届出に必要なもの	
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	外国籍の人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、外国人登録証明証
	外国籍の人が国保を脱退するとき	保険証、年金証書
	退職者医療制度の対象者となったとき	保険証
その他	同じ市区町村で住所が変わったとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
その他	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	



その運営主体となる宮城県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月8日に設立されました。保険料は市町村が徴収し、財政運営は広域連合が行います。対象となる高齢者の皆さんは、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して診療を受けることとなります。

詳しくは、宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎(022)266-1021 にお問い合わせください。ホームページをご覧ください。
http://www.pref.miyagi.jp/kkh-iryuu/

国民健康保険の任意給付（葬祭費）の支給額が変わります

平成18年10月号の広報みなみさんりくで既にお知らせしていましたが、国民健康保険の任意給付として行っている葬祭費の支給額が、社会保

国民健康保険に関するお問い合わせは

町民税務課
医療給付係
☎46-1373

歌津総合支所
住民生活課 住民係
☎36-3924